

被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の開催について

平成 25 年 10 月 18 日
内閣府政策統括官（防災担当）決定

1. 趣旨

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）が成立し、同法の一部が施行され災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が厚生労働省から内閣府へ移管されたこと、近時の集中豪雨や竜巻等の災害の発生、被災者支援への関心が高まっていること等を受けて、平成 24 年 3 月まで開催された被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会における「中間整理」を踏まえつつ、被災者支援に係る課題・問題に対する対応方針等について幅広く検討し、整理を行うため、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成員

- （1）検討会は別紙に掲げる有識者及び地方公共団体関係者をもって構成し、内閣府政策統括官（防災担当）が開催する。
- （2）検討会の座長は、構成員の互選によって決定する。
- （3）座長は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。
- （4）座長は、検討会における議論に資するため、専門の事項についてワーキンググループを開催し、意見を聴取することができる。

3. 検討会の庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。